大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第三項の規定により、次の 大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 (仮称) ザ・ビッグ津山平福店所在地 津山市平福字瀬元四三一番地一ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 マックスバリュ西日本株式会社住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名名称 マックスバリュ西日本株式会社住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男
 - 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年八月三十一日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 四千六十一・五平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 百七十五台
 - (2) 駐輪場の収容台数 三十台
 - (3) 荷さばき施設の面積 三百六十七・二平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十四・八立方メートル
 - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前七時

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十二時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午前〇時三十分まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後十時まで
- 二 届出年月日 平成二十九年十月二十六日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十二日まで
 - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課